豊橋市「地域生活」バス・タクシー車両広告掲載取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、豊橋市広告掲載要綱(以下、「要綱」という。)及び豊橋 市広告掲載基準(以下、「基準」という。)に基づき、「地域生活」バス・タク シーの運行車両への広告掲載に関して必要な事項を定める。

(定義)

- 第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各 号に定めるところによる。
 - (1)「地域生活」バス・タクシー:運行事業者による従来の乗合型公共交通 の運行が難しい地域において、その地域住民が主体となって日常の移動手 段として確保する乗合型の公共交通をいう。
 - (2)地域運営団体:豊橋市「地域生活」バス・タクシー地域運営団体認定要綱第4条により市長が認定した団体をいう。
 - (3) 運行事業者: 道路運送法(昭和 26 年法律第 183 号) 第 4 条第 1 項の一般旅客自動車運送事業の許可を受けた者をいう。
 - (4) 運行車両:「地域生活」バス・タクシーの運行に使用する車両をいう。
 - (5) 広告:運行車両に掲載される民間企業等の広告をいう。

(広告の範囲)

- 第3条 広告の内容等については、要綱及び基準に基づくものとする。
 - 2 広告の色彩、意匠その他デザイン等については、次の各号のいずれにも 該当しないものとする。
 - (1) 道路交通上の安全を阻害する恐れがあるもの
 - (2) 運行上の支障となるもの
 - (3) 信号機や道路標識等の効用を妨げる恐れがあるもの
 - (4)周囲の運転者の誤解を招き、又は注意力を散漫にさせる恐れがあるもの
 - (5) 都市景観との調和を損なうもの

(広告の種類等)

- 第4条 車体に掲載する広告は、広告の内容を掲載したマグネットを車体に貼付する方法で行うこととする。
 - 2 広告の規格及び貼付箇所については、別に定めるものとする。

- 第4条の2 車内に掲載する広告は、広告の内容を車内に貼付する方法又はデジタルサイネージに掲出する方法で行うこととする。
- 2 広告の掲載方法、規格、貼付及び掲出箇所については、別に定めるものと する。

(広告の掲載期間)

- 第5条 広告の掲載期間は、原則として、申し込みがあった日が属する年度の 末日とする。
- 2 広告掲載の開始日及び終了日については、都市計画部長(以下「部長」という。)が定めるものとする。
- 3 広告の掲載期間において、天災その他やむを得ない事由により運行を行わない日が生じた場合があっても終了日の変更は行わないものとする。

(広告の募集)

- 第6条 広告の募集及び選定は、部長が次に掲げる事項を記した「募集要項」 を定めて行う。
 - (1) 広告の掲載位置
 - (2) 広告の枠数及び規格
 - (3) 広告の掲載期間及び募集期間
 - (4) 広告の作成方法
 - (5) 広告料に関する事項
 - (6) その他、広告の募集、選定に関し必要な事項

(広告掲載の申込等)

- 第7条 広告掲載をしようとする者(以下、「申込者」という。)は、豊橋市「地域生活」バス・タクシー車両広告掲載申込書(様式第1)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出するものとする。
 - (1) 広告案
 - (2) 申込者の事業概要について記載した書類
 - (3) 申込者の豊橋市の市税の滞納額の閲覧に関する承諾書
 - (4) 許可、登録、資格等(以下「許可等」という。) が必要な業種にあって は、当該許可等を有していることを証する書類の写し
 - (5) 地域運営団体の斡旋により申込みを行った者にあっては、当該地域運営団体の代表者によるその旨を証明する書類
 - (6) その他市長が必要と認める書類

(広告掲載の決定等)

- 第8条 広告を募集した部長は、前条の申込みを受付後、要綱、基準及び本要領の規定に基づき、申込者及び広告の内容を審査し、掲載の可否を決定する。
- 2 前項の審査にあたり、部長が必要と認めた場合には、地域運営団体及び運行事業者に意見を聴くものとする。
- 3 広告の応募数が募集数を超えたときは、次に掲げる順位により広告掲載者 を決定するものとする。ただし、同一順位の場合は、先着順により決定する ものとする。
 - (1) 第1順位 広告を掲載する車両の運行に係る、地域運営団体の斡旋により申込みを行った者
 - (2) 第2順位 市内に本社、若しくは本店を有する事業者又は商店街・専 門店街等の連合体
 - (3) 第3順位 市内に支店、営業所等を有する事業者
 - (4) 第4順位 第1号から第3号のいずれにも該当しない事業者又は商店 街・専門店街等の連合体
- 4 第1項に規定する決定は、豊橋市「地域生活」バス・タクシー車両広告掲載決定通知書(様式第2)(以下「決定通知書」という。)により申込者に通知する。また、決定通知書の写しを運行事業者に交付する。

(広告の掲載料)

第9条 広告掲載料は、市長が別に定めるものとする。

(広告料の納入)

第10条 第8条第4項の規定により、広告掲載決定の通知を受けた者(以下 「広告主」という。)は、市長が指定した期日までに広告掲載料を一括して 納入しなければならない。

(費用負担等)

- 第11条 広告の作成費、処分に係る費用等、車両への掲載に係る一切の費用 は広告主が負担するものとする。ただし、広告の車両への貼り付け、取り外 しについては、運行事業者が実施するものとする。
- 2 広告の素材等に起因して車両に損傷等が生じたときは、広告主が原状を回 復しなければならない。
- 3 天災その他やむをえない場合を除き、広告掲載期間中に運行事業者の責に おいて広告に破損等が生じた場合は、運行事業者が原状復帰しなければなら ない。

(広告の作成等)

第12条 広告主は、広告の作成にあたっては、あらかじめ部長と協議しなければならない。

(広告内容等の変更)

- 第13条 部長は、掲載が決定された広告においても、広告内容及びデザイン等(以下「広告内容等」という。)が、次に掲げる事項に該当すると認める場合は、広告主に対して広告内容等の変更を求めることができる。
 - (1) 法令等に違反し、又はそのおそれがあるとき
 - (2)要綱、基準及び本要領に抵触していると判断したとき
 - (3) その他、広告内容等が適当でないと判断したとき

(広告掲載の取消し等)

- 第14条 部長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載を取り 消し、又は広告の掲載を一時停止することができる。
 - (1) 指定する期日までに広告掲載料を納付しないとき、又は納付する見込 みがないとき。
 - (2) 指定する期日までに広告の提出がないとき。
 - (3) 運行事業者又は地域運営団体から広告内容等により不利益が生じる旨の申し出があり、部長がその申し出を適当と認めたとき。
 - (4) 前各号に規定するもののほか、広告の掲載が適切でないものと部長が認めるとき。
- 2 前項の規定により、広告の掲載を取り消す場合又は広告の掲載を一時停止 する場合は、広告主に対し、豊橋市「地域生活」バス・タクシー車両広告掲 載取消通知書(様式第3)により通知する。

(広告内容等の変更)

- 第15条 広告主は、広告内容等に変更を求めるときは、豊橋市「地域生活」 バス・タクシー車両広告掲載内容変更申出書(様式第4)(以下「変更申出 書」という。)を、市長に提出するものとする。
 - ただし、車体に掲載する広告は変更日の1月前までに、車内に掲載する広告は変更日の2週間前までに市長に提出するものとする。
- 2 部長は、前項の変更申出書を受理した場合は、第8条第1項の規定を準用し、審査するものとする。
- 3 前項の規定による変更の決定は、豊橋市「地域生活」バス・タクシー車両

広告掲載変更決定通知書(様式第5)(以下「変更決定通知書」という。)により広告主に通知する。また、変更決定通知書の写しを運行事業者に交付する。

(損害賠償請求)

- 第16条 広告主の責に帰すべき事由により市に損害が生じたときは、広告主は損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。
- 2 広告の掲載に起因して、広告主と運行事業者の間で発生した事故等については、市は一切の責任を負わないものとし、広告主及び運行事業者は、当該事故等の解決のため、誠実な対応をするものとする。

(広告掲載の取り止め)

第17条 広告主は、広告の掲載を取り止める場合は、豊橋市「地域生活」バス・タクシー車両広告掲載取止届(様式第6)を、取り止めを希望する日の10日前までに、市長に提出するものとする。

(広告掲載料の還付)

- 第18条 広告掲載料は還付しない。ただし、広告主の責めに帰さない事由により広告の掲載ができなくなった場合はこの限りではない。
- 2 前項ただし書きの規定により、広告掲載料を還付する場合は、当該年度分として納付された広告掲載料から広告掲載した期間 (1か月に満たない場合は1か月)を差し引いた額を月割で還付するものとする。この場合において、還付する広告掲載料には利子を付さない。
- 3 前項において、運行事業者の責による場合は、市長は広告主に広告掲載料 を還付した後に、還付した広告料と同額を運行事業者に請求できるものとす る。
- 4 広告掲載料の還付を受けようとする者は、豊橋市「地域生活」バス・タクシー車両広告掲載料還付請求書(様式第7)を提出しなければならない。

(広告主の責任)

第19条 広告主は、広告する内容等に関する一切の責任を負うものとする。

(その他)

第20条 この要領に定めるもののほか、豊橋市「地域生活」バス・タクシー 車両広告の掲載について、必要な事項は、部長が定める。

附 則

この要領は、平成27年10月15日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年2月12日から施行する。

附則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和4年2月1日から施行する。

豊橋市「地域生活」バス・タクシー車両広告掲載申込書

豊橋市長様

申込者 住 所

氏 名

(法人の場合は、名称及び代表者) (電話 局 番)

豊橋市「地域生活」バス・タクシー車両広告掲載取扱要領第7条により、下記のとおり申し込みます。

				нС					
مير ا	所	在 地	〒 -						
広	名	称							
告-	代表者役職名・氏名								
掲-	担当	者氏名							
載一		TEL							
希望	連絡先	FAX							
= 者		Eメール							
	業	種							
掲載者	希望地区・車	両·掲載位置	地区 号車 掲載位置						
	掲載希望	望期間	年	月	日	から	年	月	日
			広告案(え	デザイン画	j)				
			事業概要	(登記簿謄	本の	写し等)			
			承諾書(市税の滞納が無い証明を交付申請するためのもの)						
	添 付	資 料	許可、登錄	录、資格等	が必要	要な業種に	あっては	、当該評	许可等
			を有してい	いることを	証する	る書類の写	l		
			地域運営団体の斡旋により申込みを行った者にあっては、						
			当該地域選	運営団体の	代表者	育によるその	り旨を証明	明する書	類

豊橋市「地域生活」バス・タクシー車両広告掲載決定通知書

(申込者) 様

豊橋市長

年 月 日付で申し込みがありました豊橋市「地域生活」バス・タクシー車両広告掲載について、次のとおり決定しましたので通知します。

	決定区分		掲載す ² 掲載し ² 理由	ない)
広告	所 在 地	₹	_							
掲載希	名称									
望者	代表者役職名・氏名									
掲	載地区・車両・掲載位置				地区		号車	掲載位置		
	掲 載 期 間		年	月		日	から	年	月	日

豊橋市「地域生活」バス・タクシー車両広告掲取消通知書

(申込者) 様

豊橋市長

年 月 日付で申し込みがありました豊橋市「地域生活」バス・タクシー車両広告掲載について、次のとおり決定しましたので通知します。

	決定区分		掲載す ² 掲載し ² 理由	ない)
広告	所 在 地	₹	_							
掲載希	名称									
望者	代表者役職名・氏名									
掲	載地区・車両・掲載位置				地区		号車	掲載位置		
	掲 載 期 間		年	月		日	から	年	月	日

豊橋市「地域生活」バス・タクシー車両広告掲載内容変更申出書

豊橋市長 様

申出者 住 所

氏名(法人の場合は、名称及び代表者)(電話局番)

豊橋市「地域生活」バス・タクシー車両広告掲載第15条第1項により、下 記のとおり変更を申し出します。

広告	所 在 地 名 称	₹	_				
掲載者	代表者役職名・氏名						
掲載	は地区・車両・掲載位置			地区	号車	掲載位置	
	掲載変更希望日			年	月	日	
	掲載変更理由						
	変更後の 広告の内容		告原稿を てくださ		場合は、	広告案(デザイン画)	も添

豊橋市「地域生活」バス・タクシー車両広告掲載変更決定通知書

(申込者) 様

豊橋市長

年 月 日付で申し出がありました豊橋市「地域生活」バス・タクシー車両広告掲載変更について、次のとおり決定しましたので通知します。

	決 定 区 分		掲載変掲載変理由	更しない	`)
広	所 在 地	₹	_						
告掲載	名称								
者	代表者役職名・氏名								
掲	載地区・車両・掲載位置			地	玄	号車	掲載位置		
	掲載変更日				年	月	日		

豊橋市「地域生活」バス・タクシー車両広告掲載取止届

豊橋市長 様

申出者 住 所

氏 名(法人の場合は、名称及び代表者)(電話 局 番)

豊橋市「地域生活」バス・タクシー車両広告掲載第17条により、下記のとおり届け出します。

広	所 在 地 名 称	₹	_				
告掲載者	代表者役職名・氏名						
掲載	战地区・車両・掲載位置			地区	号車	掲載位置	
	取止め希望日			年	月	日	
	掲載取止め希望月						
	広告掲載取止め理由						

豊橋市「地域生活」バス・タクシー車両広告料還付請求書

豊橋市長 様

請求者 住 所

氏名(法人の場合は、名称及び代表者)(電話局番)

豊橋市「地域生活」バス・タクシー車両広告掲載第18条により、広告掲載料について、次のとおり還付を請求します。

記

還付請求期間	年 月 日 から 年 月 日 まで (計	月)
掲載地区・車両・掲載位置	地区 号車 掲載位置	
請求金額		円
振込金融機関	銀行	本店
	農業協同組合	支店
	金庫	支所
	信用組合	
	預金種目 1 普 通 2	当 座
	支店番号 口座番号	
	口座名義人 (カタカナ)	

備考 口座名義人は、請求者本人としてください。